

## 第 16 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 7 年 1 月 7 日 (金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 市役所 分室 1 第 1 会議室 午後 2 時 00 分

3 出席 した 委員 は 次 の と お り で あ る 。

### < 農業 委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐 智 子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
11 番	橋 本 英 介	12 番	谷 田 貝 和 代
13 番	村 越 等	14 番	山 崎 明 久
15 番	日 暮 悟	16 番	遠 藤 秀 生

16 名 中 14 名 出席

### < 農地 利用 最適 化 推進 委員 >

18 番	関 根 勝 敏	19 番	林 敏 夫
20 番	清 水 良 晃	21 番	鹿 倉 健 次
22 番	友 野 博 之	23 番	木 村 美 智 子
24 番	富 澤 智 彦	25 番	坂 卷 儀 治
26 番	砂 川 晴 彦	27 番	中 村 衛
28 番	嶋 田 等	29 番	江 口 武
30 番	鈴 木 幸 夫	31 番	大 塚 信 幸

15 名 中 14 名 出席

4 欠席 した 委員 は 次 の と お り で あ る 。

9 番	成 嶋 君 美	10 番	染 谷 茂
17 番	寺 島 和 彦		

※ 染谷 会長 が 欠席 である ため、村越 職務 代理 者 が 議長 を 務め た。

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 石 原 祐一郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和

主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地等利用最適化推進施策に係る意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その2）

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（3）利用権の中途解約に係る通知の確認について

（4）生産緑地地区の買取りの申出による農業従事者への斡旋について

（5）農地法第3条の規定による許可指令書の交付について

（6）農地法の規定に基づく非農地判断について

（午後2時00分開議）

**議長** 本日は、染谷会長がご欠席になります。議事進行につきまして、会長に代わりまして、職務代理者である、私、村越が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

ただいまより第16回柏市農業委員会総会を開催いたします。本日

の出席委員は農業委員 16 名中 14 名，推進委員 15 名中 14 名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

**議長** それでは，日程 1，議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

**議長** 議長一任ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** それでは，指名いたします。

岡田英夫委員，染谷織恵委員，よろしくお願いいたします。

**議長** 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

なお，過去に報告した事項に修正がございますので，事務局より説明をお願いいたします。

（議長の指名で事務局が説明）

**議長** 修正事項については，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

それでは，議案の審議に入ります。

今月の担当は，第 4 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，橋本委員長よろしくお願いいたします。

**橋本委員長** 農地第 4 調査会は，去る 10 月 30 日，10 月 31 日，令和 7 年度第 8 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条3件，第5条3件，許可を要しない土地の証明願2件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和7年7月に開催された第12回総会の議案第1号及び第2号の計3件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

それでは，日程3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地等利用最適化推進施策に係る意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは，審議に入ります。

議案説明を遠藤農政部長に求めます。遠藤農政部長よろしくお願いたします。

**遠藤農政部長** それでは，よろしくお願いたします。

今回お示しする意見書案は，皆さまからご提出いただいた意見を基に，農政部会において検討を行い，案としてまとめたものになります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**議長** ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

続きまして，事務局に補足説明を求めます。

事務局お願いたします。

(事務局が補足説明)

**議長** ありがとうございます。ただいま議案説明及び補足説明がご

ございました。何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

後日、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、会長より柏市長に対し当該意見書を提出いたします。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、2ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有農地に近いため、また譲渡

人は、農業経営縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆，畑●●筆合計●●m<sup>2</sup>で，●●，●●，●●，●●などを作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

1番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

**議長** 次の審議に入ります。

2番につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用して、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

**議長** 2番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 2番について、ご報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、農業経営規模拡大のため、また譲渡人は、高齢による農業経営縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●m<sup>2</sup>で、●●の育苗などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので承認いたします。

2番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

**議長** 次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 3番について、ご報告します。

調査会資料は、14ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地に近いため、また譲渡人は、農業経営を行っていないため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

3番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意

見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番及び2番につきましては、一体の事業ですので、一括して、調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番及び2番について、ご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●m<sup>2</sup>です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営んでいる法人で、●●の他●●や●●に車両置場用地を●●台分借地していますが、車両置場が依然として不足しているため、新たな置場を引き続き探していました。申請地は、●●に近接しており、盗難防止や車両管理を円滑に行うことができることなどから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、車両●●台を置きます。厚さ20cmのアスファルト舗装とし、車両が配置できるよう白線で明示します。場内を切土にて整地し、土砂の搬入は行いません。出入口は、既に利用している南側の車両置場からとし、既存フェンスは撤去します。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透し、浸透ますを4カ所設けます。境界外周の土留め等を先行して施工し、土砂の流出を防ぎます。工事後、外周には、出入口を除き、フェンスと板柵2段を設置し、周辺の農地への被害を防止します。工事中は、歩行者及び通行車両に注意し、交通の保安に努めます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会と

しては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番及び2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番及び2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 3番について、ご報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●、●●及び●●を行っている法人です。令和7年6月に農地転用許可を受けた、●●の土地では、いまだ置場保管場所が足りないため、このたび、隣接地である当該地を購入できる話があり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、大型貨物自動車を●●台、中型貨物自動車を●●台、小型貨物自動車●●台を置きます。敷地内は、平坦部分は厚さ0.1mの砕石敷の舗装とし、傾斜地の部分は、既存の30度未満の勾配で除草整地後、法面処理とし、境界は、単管パイプ及び高さ2mの安全鋼板の塀を設置します。

被害防除対策として、雨水排水は、敷地内で浸透処理します。安全鋼板の設置及び除草整地により、土砂等の流出を防ぎます。施工後は、遠隔管理できる防犯カメラを設置し、現地車両等を監視、管理する予

定です。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

**山崎委員** 駐車場にする奥の傾斜区分の先の法面ですが、どのくらいの段差があるのですか。

**橋本委員長** 1 mぐらいです。

**山崎委員** その先の隣地はどのような形状なのですか。

**橋本委員長** 太陽光パネルが設置されています。

**山崎委員** 地面の形状がその先ずっと傾斜になってるのか、それともその先は平らになってるのですか。

**橋本委員長** 平らです。

**山崎委員** はい、分かりました。

**議長** 他ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 4番について、ご報告します。

調査会資料は、29ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、貸しドローン練習場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●等を行っている法人です。譲受人の関連会社が行っている、ドローン練習場事業の需要拡大により練習場が不足したため、既存施設に隣接している申請地を整備し、一体の練習場として利用したく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、出入口は、南西側に設置し、●●●●との境界に、高さ40cmの2段積みブロックと、その上部に高さ1mのフェンスを新設します。敷地内は、厚さ10cmの砕石敷とし、転圧して仕上げます。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。周囲に設置した2段積みブロック及びその上部のフェンスにより、土砂の流出を防止し、境界を明確にします。工事中はトラロープを設置し、外部からの出入りがないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

**山崎委員** 関連会社のドローンスクールですよね。これ年間の生徒数とか授業日数とかどのぐらいなのですか。

**橋本委員長** 授業時間数などは把握できてないです。

**山崎委員** 通っていて1回も練習してるところ見てないので、どのぐらいの生徒が来て練習してるのかが気になりました。

**橋本委員長** 一応農業用の大型ドローンではなく、小型のDJIであるとか120グラム以上のカメラ付きのドローンの練習場で、大型のドローンではないので、多分室内とネット内で飛ばすぐらいなので、目立たないのかもしれないです。一応需要はあってやっているそうです。

**議長** 他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番及び2番は関連していますので、一括して、調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 1番及び2番について、ご報告します。

調査会資料は、34ページからになります。

本件は、1番の申請人が平成22年3月に、2番の申請人が令和3年1月及び令和5年4月に相続により取得しましたが、20年以上前から●●として使用されていた農地について、建て替えによる地目変更登記のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

なお、立証資料として平成16年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番及び2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番及び2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

**橋本委員長** 3番について、ご報告します。

調査会資料は、37ページからになります。

本件は、申請人が令和4年12月に相続で取得しましたが、平成3

年2月から●●として使用されていた農地について、地目変更登記のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆●●m<sup>2</sup>です。

なお、立証資料として平成7年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その1及びその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** 議案第5号その1につきましては、●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたします。

会長、会長職務代理者共に一時的に欠けた場合の総会の運営についてですが、全国農業委員会ネットワーク機構が発行する「改訂六版農

業委員会の運営実務Q & A」の119ページには、「年長の出席委員が臨時に議長の職務を行い、速やかに仮議長を選任することが考えられる」との記載があります。

そのため、年長委員の方に臨時議長をお願いして、仮議長を選任していただき、仮議長の方に議案第5号その1の議事を進めていただきたいと思います。出席委員の中では、遠藤委員が年長委員でございますので、遠藤委員に臨時議長をお願いいたします。

それでは、私は、退席させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(●●が退席)

(遠藤委員が臨時議長席に移動)

**遠藤臨時議長** それでは、よろしくをお願いいたします。

仮議長の選任についてですが、今回は、議案第5号その1に関する議事進行のみということなので、私、遠藤が仮議長として議事進行したいと思います。このことについて、採決いたします。私が仮議長として議事進行することに賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**遠藤仮議長** 挙手多数であります。

よって、私が仮議長として議事進行させていただきます。

それでは、審議に入ります。

議案第5号その1について議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いいたします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●の田●●●筆、面積●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

**遠藤 仮議長** ご苦労さまでした。議案の説明がございました。  
議案第5号その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**遠藤 仮議長** 「なし」という声があったので承認いたします。  
議案第5号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**遠藤 仮議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
●●の除斥を解除いたします。  
ここで議長を交代いたします。

(遠藤委員が自席に移動)

(●●が着席)

**議長** 次の審議に入ります。  
議案第5号その2の審議に入ります。  
議案説明を農政課に求めます。農政課お願いいたします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第2番から第3番までの千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●●の田●●●●筆、合計面積●●●●㎡に新規で賃



(農政課職員退席)

**議長** 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

12月2日、3日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時からです。場所は、両日ともに、分室3の第1会議室で行う予定です。担当は、農地第1調査会です。

12月8日月曜日の午後2時からが総会で、場所は、分室3の第4会議室です。

これをもちまして、第16回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

(午後2時58分閉会)